

事業事前評価表

国際協力機構東・中央アジア部
中央アジア・コーカサス課

1. 案件名（国名）

国名：ウズベキスタン共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

ウズベキスタン国（以下ウズベキスタン又は同国という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

1) 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援：2015年を目標とした同国の包括的国家開発計画である Welfare Improvement Strategy 2008-2010 においては、経済成長を加速させる経済政策の手段として投資促進、規制等の簡素化、適切な財政管理等を行うとされており、ビジネス環境整備・法体系整備・公共財政運営管理に関する政策立案・実施能力を持つ人材の育成が必要などから、本事業はその支援として実施する。

2) 農村・地方開発：水資源不足や塩害が深刻な同国においては、WISにおいて灌漑・排水施設システム及び水資源管理の改善が課題とされている。そのため持続可能かつ生産性の高い農業開発を実施すること又は農業生産性を高めるための水資源管理方法、灌漑・排水システムを構築することを目的として政策立案・実施能力を持った人材の育成が必要とされており、本事業はその支援として実施する。

3) 経済インフラの更新・整備：WISにおいては工業製品生産型産業への移行、国内商品の競争力強化等による市場経済発展のためには電力・運輸等の経済インフラの更新・整備が必要不可欠とされており、かかる開発政策の立案・実施能力を持つ人材の育成が必要であることから、本事業はその支援として実施する。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

1) 市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援：対ウズベキスタン国別援助方針では「市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」、JICA 国別分析ペーパー（以下 JCAP という。）では「民間セクターの発展に資する制度構築・人材育成に対する支援」を重点分野として位置づけている。JICA はこれまで法整備分野の技術協力及び「ウズベキスタン・日本人材開発センター」におけるビジネスコースの実施、経営・金融分野でのボランティア派遣等、実務面でのビジネス人材の育成を行っている。

2) 農村・地方開発：国別援助方針では「社会セクターの再構築支援（農業改革・地域開発、保健医療）」を重点分野として位置づけている。JCAP でも「農村部における所得向上及び保健医療・教育の充実」を重点分野とし、技術協力プロジェクト「水管理改善プロジェクト」による水利組合の効果的な水管理能力の改善の支援等を行ってきた。

- 3) 経済インフラの更新・整備：国別援助方針では「経済インフラの更新・整備」を重点分野として位置づけている。JCAPでも「経済インフラ（特に運輸・電力インフラ）の整備」を重点分野とし火力発電所の近代化並びに鉄道建設及び電化等の支援を実施している。
- (4) 他の援助機関の対応：特になし。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、ウズベキスタンの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：該当なし。

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 15 名の留学生が、我が国大学院において、ウズベキスタンにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施すること、更に正規の授業以外に人材育成支援無償案件（以下、「JDS」という。）留学生を対象とした特別プログラムを大学が提供することにより、受入国の開発課題解決により直結したプログラムを提供する。尚、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.11 億円（概算協力額（日本側）：2.11 億円、ウズベキスタン側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）：2014 年 7 月～2018 年 12 月を予定（計 54 ヶ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）：本事業の円滑な実施のために、ウズベキスタンにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、同国政府関係者（高等中等専門教育省等）及び日本側関係者（在外公館、JICA 在外事務所等）で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：該当なし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：該当なし。

(9) その他特記事項：該当なし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件：特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ① ウズベキスタン政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の JDS 事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、新方式による JDS 事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、事前調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性：この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、ウズベキスタンにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画および同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2014 年)	目標値 (2018 年)
留学する学生数 (人)	0	15
留学生の学位取得率 (%) ⁱ	0	95

2) 定性的効果

- ・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
- ・ 日本とウズベキスタンとの友好関係の基盤が強化される。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標：6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期：6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度調査を行い、取りまとめる。

以上

ⁱ 学位取得率については、4 年間の計画 (3. (3) 事業概要参照) 全体における目標値とする。また、4. (2) に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。